意見の概要と市の考え方

※受付順に表記しています。

番号１

市民コメントの内容

今回、コミュニケーションに関しての意見を求めておられるとの事で、その視点で申し上げます。

商工会より障がい者に係る、事業者の合理的配慮に関するパンフレットが送られてきました。

障害は多様です。したがって、事業者の合理的配慮も多様となります。サービス業においては配慮は具体的な支援として求められることも多くあります。

事業者はお客様のニーズにできる限りお応えしたい。

しかし、コミュニケーションの配慮だけでも聴覚、視覚、知的、自閉症スペクトラム、認知、高次脳機能、言語など、障害のあり方は様々で配慮すべきことも多岐多様です。それら提供には、時に大きなリスクも伴います。

本来のサービスを提供するために、説明や同意の方法、そのプロセスの形成、行動援護など事実、本来とは全く異なる配慮を問われる場面が多くあります。

その専門性をどのように担保すればよいのでしょうか。

また、リスクはどう考えればよいのでしょう。

社協のボランティア保険に加入していますが、以前お聞きしたところ、事業に連続して提供したいわゆる介助の部分についての事故補償は、事業とボラの線引きが難しいとのことでした。

つまり、介助（配慮）の部分はボランティア保険としてはカバーできないということのようです。

商工会のパンフには配慮の対象は、いわゆる手帳所持の方だけでなく、また配慮は、義務となると書かれていました。

専門性やリスクを、障がい者ご本人や事業所のみが負うことの無い様にしていただきたい。

市の意見

障害者に対して配慮していただいているとのこと、感謝申し上げます。

ご意見のとおり、障害は様々なものがあるため、障害の特性に応じて配慮が必要となると考えております。

ただ、合理的配慮の提供は、障害者差別解消法では、事業者が過重な負担にならない範囲でしていただくものとなっておりますのでご留意していただきたいと思います。

貴重なご意見として受け止め、今後の参考とさせていただきます。

対応

Ｅ

番号２

市民コメントの内容

私は、このたび病気となり、その病気が指定難病に該当するため、現在難病の認定を申請中です。

最近知ったのですが、交通事故などで脳を損傷して、記憶力や注意力が低下したりしていても、高次脳機能障害と分からずに、そのままになっている人がいることや、難病の人で障害福祉サービスを利用している人がいることを知りました。

条例案第2条第1号において、「障害者」を定義しています。ただ、現在の定義では「高次脳機能障害」や「難病」は、その他に含まれていると推察しますが、実際に含んでいるのかが分かりにくいため、そこに「高次脳機能障害」や、「難病」を具体的に入れていただいた方が分かりやすく、今はあまり知られていない高次脳機能障害等について、市民に知ってもらうことができるのではないかと思います。

例えば、埼玉県共生社会づくり条例では、「障害者」とは、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む。）、難病（治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病をいう。）に起因する障害その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）と定義しています。

ご検討をお願いします。

市の意見

埼玉県共生社会づくり条例を参考に、「障害者」の定義を「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む。）難病（治療法が確立していない疾病その他の特殊の疾病をいう。）に起因する障害その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）」とします。

対応Ａ

番号３

市民コメントの内容

鶴ヶ島市の未来を担う鶴ヶ島市の子供達には、この考え方をしっかりと持って成長していってほしい。なので、子供達にもしっかりと伝わる工夫がされると良いなぁと思いました。

例えば、子供向けにイラストや簡単な言葉で簡潔にまとめたパンフレット？チラシ？のようなものを作る等。

ＨＰに載せて簡単に印刷できるようになっていても良いと思います。（そこから障害ってなに？と興味を持つ子供が居ても良いですね。図書館に行って調べてみたい！と思うかも）

難しい言葉が多いので、市民の皆さんにとっても、最初はそういう物の方が読みやすいかも？って思ったり…。

皆さんに広く知っていただける事を願っています。

市の意見

貴重なご意見として受け止め、実施段階での参考とさせていただきます。

対応Ｃ

番号４

市民コメントの内容

この度は、手話言語条例、コミュニケーション支援条例の制定を進めていただき、ありがとうございます。

2つの条例案を拝見させていただきました。

２つの条例とも

第7条　 ２ 市は、\*必要に応じて\*施策の見直しを行うものとする。

（意見の聴取 ）

第８条 市は、前条第１ 項各号に掲げる施策に関し、ろう者その他の関係者 の意見を聴き、その意見を当該施策に反映するよう努めるものとする。

（委任）

 第９条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

と記載されていますが、具体的にはどのような形でしょうか?

例えば“必要に応じて”とは定期的な話合いの場が設けられるのか、障害者団体が陳情した時なのか、また施策の見直し、または第9条の必要な事項はどのような流れで決定されるのか、それの具体的な記載がないとあやふやなままになってしまい、条例がきちんと運用されているかどうか確認ができない恐れがあるかと思います。

その部分が明白になっていればこそ、条例を制定した意味があると考えます。また市民からみてもわかりやすく、透明性があると思います。

この条例が制定され、市民の皆さんがさらに安心して暮らせる社会になることを願います。

市の意見

障害者その他の関係者の意見を聴く場については、実施段階で、最適な方法等を検討していきたいと考えています。このことから案のままとします。

対応Ｃ

番号５

市民コメントの内容

条例制定後に具体的な施策を整備していただく際に、「障害者」の範囲について、ある程度、柔軟に解釈できる余地を残してください。

市の意見

貴重なご意見として受け止め、今後の参考とさせていただきます。

対応Ｃ

番号６

市民コメントの内容

第２条（１）のところ

「精神障害（発達障害を含む。）」を「精神障害（発達障害、高次脳機能障害を含む。）」と直してください。

市の意見

埼玉県共生社会づくり条例を参考に、「障害者」の定義を「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む。）難病（治療法が確立していない疾病その他の特殊の疾病をいう。）に起因する障害その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）」とします。

対応Ａ

番号７

市民コメントの内容

高次脳機能障害児者が、今後策定されるコミュニケーション支援施策から漏れることのないよう、ご配慮ください。

市の意見

貴重なご意見として受け止め、実施段階での参考とさせていただきます。

対応Ｃ

番号８

市民コメントの内容

第７条（３）のところ

（施策の推進）

第７条（３）で「コミュニケーション支援者の養成及び確保に関する施策」と記されているところに、「、派遣」を追加して、「コミュニケーション支援者の養成、派遣及び確保に関する施策」としてください。

市の意見

第７条（３）については、必要に応じて派遣することを想定しています。具体的な施策については、実施段階で検討します。

対応Ｂ